

お金と支援と悩みごと



給付金や手当など

給付金や手当、免除制度など、子育てのための制度がいろいろあります。

対象になる方は制度を利用しましょう。

●妊婦支援給付金

対象者 妊娠している方

支給金額 1回目(妊娠給付認定申請後)5万円

2回目(妊娠している子どもの人数の届け出後)5万円×妊娠している子どもの人数

問い合わせ先 子育て支援課手当担当 TEL 65-2109

●にしおハピサポ祝い金(出産祝い金)

対象者 出生した第2子以降の子を養育している方

支給金額 第2子:3万円 第3子以降:5万円

申請方法 出生届出後に申請書を提出

問い合わせ先 子育て支援課手当担当 TEL 65-2109

●出産育児一時金(国民健康保険)

対象者 被保険者で出産した方

申請に必要なもの ①申請書 ②健康保険の資格が確認できるもの(※) ③病院の領収書の写し ④預金通帳

出産育児一時金直接支払制度

出産育児一時金を、市が直接病院などに支払う制度です。希望者は、病院などで手続きをしてください。

※保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ

問い合わせ先 保険年金課国民健康保険担当 TEL 65-2103

●産前産後期間の国民健康保険税軽減制度

産前産後期間に国民健康保険に加入されている方は、該当期間の保険税が減額されます。

対象者 令和5年11月以降に出産もしくは出産予定の国民健康保険被保険者

※妊娠85日以上の分娩であれば、死産、流産(人工妊娠中絶を含む)及び早産の場合も対象

申請に必要なもの 母子健康手帳

問い合わせ先 保険年金課国民健康保険担当 TEL 65-2103

●産前産後期間の国民年金保険料免除制度

申請により、産前産後期間の年金保険料は納付済として扱われます。保険料を納付された方も免除中の方も申請いただいたほうが有利になります。

対象者 平成31年2月1日以降に出産された国民年金第1号被保険者

申請に必要なもの ①年金手帳または基礎年金番号通知書 ②母子健康手帳

問い合わせ先 保険年金課国民年金担当 TEL 65-2104

●児童手当

対象者 18歳の年度末までの児童を養育している方

支給月額

年齢	第1子・第2子	第3子以降
0歳～2歳	15,000円	30,000円
3歳～18歳年度末	10,000円	

※第3子以降は、児童及び22歳年度末までの兄姉等のうち、年齢が上から数えて3人目以降の子のことをいいます。

申請に必要なもの ①請求者名義の通帳 ②請求者の健康保険の資格が確認できるもの(※)

③請求者及び配偶者のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード

※保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ

問い合わせ先 子育て支援課手当担当 TEL 65-2109

●子ども医療 ●

支援内容 病気やけがにより健康保険による治療を受けた場合に、医療費の自己負担額を助成します。

対象者 ①中学校3年生の年度末までの子ども(通院・入院)

②高校生世代の方(入院のみ)

申請に必要なもの 健康保険の資格が確認できるもの(※1)(お子さんの名前が記載されたもの)

入院医療費の領収書(②の方のみ)

預金通帳(②の方のみ)

高額療養費等の支給対象となった場合は加入している健康保険組合が発行する

保険給付金支給証明書(②の方のみ)

※医療機関(愛知県内のみ有効)にかかる時は、健康保険資格の確認できるものと子ども医療費受給者証を医療機関窓口に提示してください。(①の方のみ)

※愛知県外の医療機関にかかる時は、医療担当の窓口でお尋ねください。

※1 保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ

問い合わせ先 保険年金課医療担当 TEL 65-2106

●養育医療 ●

対象者 身体の発達が未熟のまま出生した乳児(未熟児)で、指定医療機関の医師が入院養育を必要と認めた方

申請に必要なもの ①健康保険の資格が確認できるもの(※)(お子さんの名前が記載されたもの、手続き中の場合は後日可)

②養育医療意見書 ③所得税などの証明書類(転入者のみ)

※保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ

問い合わせ先 保険年金課医療担当 TEL 65-2106

●自立支援医療(育成医療) ●

対象者 次の障害を有する児童

肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、その他内臓障害、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害を有する児童(障害の程度は身体障害者福祉法第4条別表による)

・満18歳未満の児童

問い合わせ先 福祉課障がい福祉担当 TEL 65-2113

●小児慢性特定疾病 ●

対象者 次の疾病の医療を受けている児童

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、

先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、

染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

・満18歳未満の児童

特定医療費:厚生労働大臣が指定した疾病(指定難病)が助成対象

問い合わせ先 西尾保健所総務企画課 TEL 56-5241

●子育て家庭優待事業(はぐみんカード)について ●

愛知県と市町村の協働により、18歳未満のお子さんとその保護者、妊娠中の方に発行しているカードです。

県内と全国の協賛店舗や施設でこのカードを提示すると、商品の割引やサービスなど、各店舗等が独自に設定している特典が受けられます。

問い合わせ先 子育て支援課子ども政策担当 TEL 65-2108



●その他 ●

企業等で働いている方や働いていた方、健康保険等に加入している方などは、要件に該当すればさまざまな制度が利用できます。休業の制度としては、産前産後休業、育児休業、出生時育児休業(産後パパ育休)などがあります。また、産前産後休業中や育児休業中には社会保険料免除の制度もあります。もらえるお金としては、出産手当金、出産育児一時金、育児休業給付金、失業給付金などがあります。いずれも一定の要件があります。

また、上記とは別に会社等が独自の制度を定めていることもあります。詳しくはお勤め先にご確認ください。

ひとり親家庭自立支援

ひとり親家庭や、父母不在の場合は養育者を応援するための支援制度があります。

●児童扶養手当 問い合わせ先 子育て支援課手当担当 TEL 65-2109

※児童扶養手当は制度が複雑なため、必ず申請者ご本人(ひとり親、父母ともいない場合は、祖父母兄弟姉妹などの養育者になる方)に窓口にお越しいただいて事前確認を行い、制度を説明した後、申請手続きとなります。

対象者 離婚などの理由により両親のいない家庭やひとり親家庭、または父親あるいは母親が障害者(身体障害1、2級程度の障害)の家庭で、18歳以下(18歳到達年度末まで)の児童または20歳未満で一定の障害を有する児童を養育している方(所得制限あり)

申請に必要なもの ①戸籍謄本 ②健康保険の資格が確認できるもの(※)と年金手帳 ③請求者の預金通帳
④請求者と児童、扶養義務者のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード
※保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ

●遺児手当 問い合わせ先 子育て支援課手当担当 TEL 65-2109

対象者 離婚などの理由により両親のいない家庭やひとり親家庭、または父親あるいは母親が障害者(身体障害1、2級程度の障害)の家庭で、18歳以下(18歳到達年度末まで)の児童を養育している方(所得制限あり)

申請に必要なもの ①戸籍謄本 ②健康保険の資格が確認できるもの(※)と年金手帳 ③請求者の預金通帳
④請求者と児童、扶養義務者のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード
⑤所得証明(1月2日以降の転入者)
※保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ

●ひとり親家庭等日常生活支援 問い合わせ先 家庭児童支援課 TEL 65-2179

支援内容 日常生活に支障が生じている場合、一時的に、部屋の掃除や食事の準備、買物などの生活援助を行います。

対象者 西尾市内に住むひとり親及び寡婦で、日常生活を営むのに支障が生じており、一時的に生活援助を必要とされる方

利用方法 家庭生活支援派遣対象家庭として登録し、家庭生活支援員派遣申請書を提出(緊急時を除く)

●自立支援教育訓練給付金 問い合わせ先 家庭児童支援課 TEL 65-2179

支援内容 ひとり親が就職に役立つ技能や資格習得のための各講座(対象講座あり)を受講した場合に支給します。

対象者 市内在住の方で一定の要件を満たす方

●高等職業訓練促進給付金 問い合わせ先 家庭児童支援課 TEL 65-2179

支援内容 ひとり親が就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を支援するために養成機関で修業した場合、一定期間について支給します。

対象者 市内在住の方で次の要件をすべて満たす方

- ①児童扶養手当受給者、または、同様の所得水準であること
- ②養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること

対象となる資格 看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等

●母子父子寡婦福祉資金の貸付 問い合わせ先 家庭児童支援課 TEL 65-2179

支援内容 子が高校や大学等に就学するため必要な資金などの貸し付けが受けられます。

対象者 ①20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方 ②父母のない20歳未満の児童
③子が20歳以上になったため、あるいは子がいないため母子福祉資金の貸付を受けることができない
40歳以上の配偶者のない方 ④上記①③が扶養している児童又は子

●養育費に関する公正証書等作成促進給付金 問い合わせ先 家庭児童支援課 TEL 65-2179

支援内容 養育費の取り決めにかかる公正証書等作成の本人負担費用等を補助します。

対象者 本市に居住するひとり親で、次の各号のいずれにも該当するもの

- ①公正証書等による養育費に関する取り決めをしている方(公正証書作成が婚姻中でも、申請時がひとり親なら可)
- ②現に養育費に係る児童(20歳未満)を扶養している方

●母子家庭等医療 問い合わせ先 保険年金課医療担当 TEL 65-2106

支援内容 病気やけがにより健康保険による治療を受けた場合に、医療費の自己負担額を助成します。

対象者 ひとり親家庭の親子・父母のいない児童(18歳以下)

申請に必要なもの ①健康保険の資格が確認できるもの(※1) ②ひとり親家庭が確認できるもの
③受給者と子のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード

※医療機関(愛知県内ののみ有効)にかかる時は、健康保険資格の確認できるものと母子家庭等医療費受給者証を医療機関窓口に提示してください。

※愛知県外の医療機関にかかる時は、医療担当の窓口でお尋ねください。

※1 保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ

障害者等支援

心や体にハンディを持っている子どもの支援や給付を行う制度です。

●障害児通所支援事業 問い合わせ先 福祉課障がい福祉担当 TEL 65-2115

放課後等デイサービス …… 授業の終了後または休業日に支援が必要な障害児に対して療育を行います。

児童発達支援 …… 就学前の支援が必要な障害児に対して療育を行います。

医療型児童発達支援 …… 肢体不自由がある就学前の必要な障害児に対して機能訓練を行います。

保育所等訪問支援 …… 障害児の通う保育所等を訪問して集団生活への適応のために専門的な支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援・未就学の障害児(外出が困難な重度の障害のある児童)に居宅を訪問して基本的な動作の指導・知識技能の付与などの支援を行います。

※事前に申請手続きを行ってください(所得に応じて、自己負担金あり)。

障害児が通所して利用する福祉サービス

障害児の日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等を行う支援をする制度です。

※利用を希望される方は福祉課へ▶ 問い合わせ先 福祉課障がい福祉担当 TEL 65-2115

①放課後等デイサービス …… 授業の終了後または休業日に障害児(小1から高3)に対して療育を行うサービスです。

事業所名	所在地	TEL
ほっと	菱池町平池71番地1	65-6630
ファーストステップ駒場	駒場町屋敷172番地2	52-5450
ファーストステップ楠村	楠村町狐島21番地2	65-6350
たいよう	会生町61番地1	54-1600
デイジー	一色町味浜堤東29番地2	75-1153
レイジング・C	一色町開正北江18番地	72-2494
hug+U(はぐゆう)	徳次町新田135番地1	56-6636
hug+Uすまいる	山下町東八幡山51番地1	77-6069
ココトモスタディ西尾駅前校	高畠町4丁目28番地1	57-2471
ココトモ西尾寄住校	寄住町若宮23番地	65-0885
ココトモビレッジ桜校	川口町平池15番地1 1F	56-8600
ココトモ西尾住崎校	住崎町出崎17番地1	65-6151
ココトモステップ西尾徳次校	徳次町小薮45番地2-1	65-8130
ココトモビレッジ楓校	川口町平池15番地1 2F	57-7105
ココトモ西尾mirai校	徳次町上十五夜5番地1 2F	65-5030
ココトモスタディ桜町前校	緑町4丁目30番地2	65-8182
わらび	鎌谷町榎島133番地	57-2003
ワンライフNISHIO	熊味町中泡原47番地3 ロウタスプラザ2階	75-5111
ワンライフTERAKOYA	丁田町流48番地3	75-5825
Bellthy永吉	永吉一丁目38番地2	65-6511
Bellthy西尾	永吉一丁目11番地	57-3272
ゴットオフライフ西尾本校	山下町泡原42番地1	65-8587
ゴットオフライフ西尾桜木校	桜木町3丁目20	65-0290
Yくまーず未来 西尾	緑町3丁目2番地	79-5302
すぶらうとこども発達サポート	矢曾根町蓮雲寺29番地1	65-6880
がーでん	丁田町落24番地1 ハタス西尾店舗事業所204号室	65-3155
Spoonman kids	ハツ面町半ノ木下43番地1	65-2071
こども発達支援むぎいろnishio	田貫三丁目57番地2	77-7690

お
金
と
支
援
と

②児童発達支援……就学前の障害児に対して療育等を行うサービスです。

事業所名	所在地	TEL
ほっと	菱池町平池71番地1	65-6630
ファーストステップ駒場	駒場町屋敷172番地2	52-5450
ファーストステップ楠村	楠村町狐島21番地2	65-6350
ココトモスタディ西尾駅前校	高畠町4丁目28番地1	57-2471
ココトモスタディ桜町前校	緑町四丁目30番地2 深谷ビル5F	65-8182
ココトモビレッジ楓校	川口町平池15番地1 2F	57-7105
hug+U(はぐゆう)	徳次町新田135番地1	56-6636
hug+Uすまいる	山下町東八幡山51番地1	77-6069
児童発達支援センター西尾市立白ばら園	室町中屋敷95番地	52-1653
ゴットオフライフ西尾本校	山下町泡原42番地1	65-8587
ゴットオフライフ西尾桜木校	桜木町3丁目20	65-0290
ワンライフNISHIO	熊味町中泡原47番地3 ロウタスプラザ2階	75-5111
ワンライフTERAKOYA	丁田町流48番地3	75-5825
そよかぜ	上町下屋敷17番地10	56-8335
Yくまーず未来 西尾	緑町3丁目2番地	79-5302
Bellthy伊藤	伊藤町村4番地4	65-3388
Bellthy永吉	永吉一丁目38番地2	65-6511
こども発達支援むぎいろnishio	田貫三丁目57番地2	77-7690
すぶらうとこども発達サポート	矢曾根町蓮雲寺29番地1	65-6880
がーでん	丁田町落24番地1 ハタス西尾店舗事業所204号室	65-3155
Spoonman kids	ハツ面町半ノ木下43番地1	65-2071

③保育所等訪問支援……障害児の通う保育所等を訪問して集団生活への適応のために支援を行うサービスです。

事業所名	所在地	TEL
児童発達支援センター西尾市立白ばら園	室町中屋敷95番地	52-1653
ココトモスタディ西尾駅前校	高畠町4丁目28番地1	57-2471
ココトモスタディ桜町前校	緑町四丁目30番地2 深谷ビル5F	65-8182
ココトモステップ西尾徳次校	徳次町小薮45番地2-1	65-8130
ココトモビレッジ桜校	川口町平池15番地1 1F	56-8600
ココトモ西尾寄住校	寄住町若宮23番地	65-0885
hug+U(はぐゆう)	徳次町新田135番地1	56-6636
hug+Uすまいる	山下町東八幡山51番地1	77-6069
Yくまーず未来 西尾	緑町3丁目2番地	79-5302
こども発達支援むぎいろnishio	田貫三丁目57番地2	77-7690
すぶらうとこども発達サポート	矢曾根町蓮雲寺29番地1	65-6880

④居宅訪問型児童発達支援……未就学の障害児(外出が困難な重度の障害のある児童)の居宅を訪問して基本的な動作の指導・知識技能の付与などの支援を行うサービスです。

事業所名	所在地	TEL
こども発達支援むぎいろnishio	田貫三丁目57番地2	77-7690

●自立支援給付 問い合わせ先 福祉課障がい福祉担当 TEL 65-2115、2113

介護給付 居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)等、生活上必要な介護を行います。

補装具費の支給 身体障害児に、身体の障害を補うための用具にかかる費用の一部を支給します。

※事前に申請手続きを行ってください(所得に応じて、自己負担金あり)。

●地域生活支援事業 問い合わせ先 福祉課障がい福祉担当 TEL 65-2115、2113

移動支援 屋外での移動が困難な障害児の外出の支援を行います(未就学児は除く)。

日中一時支援 日中における介護者の不在時に活動の場を提供し見守りを行います(未就学児は除く)。

日常生活用具の給付 障害児に、自力での日常生活を送るための用具を購入する際の費用の一部を支給します。

※事前に申請手続きを行ってください(所得に応じて、自己負担金あり)。

●小児慢性特定疾病児支援 問い合わせ先 福祉課障がい福祉担当 TEL 65-2113

障害児に自力での日常生活を送るための用具を購入する際の費用の一部を支給します。

※事前に申請手続きを行ってください(所得に応じて、自己負担金あり)。

●特別児童扶養手当 問い合わせ先 子育て支援課手当担当 TEL 65-2109

対象者 身体障害または知的障害のある20歳未満の児童を監護する父、母、または父母に代わって児童を養育している方(所得制限あり)

申請に必要な書類 ①戸籍謄本 ②医師の診断書 ③請求者の通帳
④請求者と児童、扶養義務者のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード
⑤身体障害者手帳または療育手帳

●障害者医療 問い合わせ先 保険年金課医療担当 TEL 65-2106

支援内容 病気やけがにより健康保険による治療を受けた場合に、医療費の自己負担額を助成します。

対象者 ・身体障害者手帳の1~3級の方 ・身体障害者手帳の4級の方で障害名が腎臓機能障害とされている方
・身体障害者手帳の4~6級の方で障害名が進行性筋萎縮症とされている方
・療育手帳のAまたはB判定の方 ・医師により自閉症状群と診断された方

申請に必要な書類 ①健康保険の資格が確認できるもの(※1) ②身体障害者手帳 ③療育手帳
④診断書(自閉症状群と診断された方のみ)
※医療機関(愛知県内ののみ有効)にかかる時は、健康保険資格の確認できるものと障害者医療費受給者証を医療機関窓口に提示してください。
※愛知県外の医療機関にかかる時は、医療担当の窓口でお尋ねください。
※1 保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ

お
金
と
支
援
ど
も

●その他の給付金 問い合わせ先 福祉課障がい福祉担当 TEL 65-2113

・障害児福祉手当(国) 身体・知的または精神に重度の障害があり、日常生活において常時、介護を必要とする20歳未満の方(所得制限あり)。

・愛知県在宅重度障害者手当 在宅の重度障害者に手当てを支給します(所得制限あり)。

・西尾市障害者扶助料 市内に住所を有する障害者の方に扶助料を支給します(所得制限あり)。

・心身障害者扶養共済制度 障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定額の掛け金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給します。

●児童発達支援センター

施設名	対象者	問い合わせ先
白ばら園(室町中屋敷95)	障害がありおおむね3歳から5歳までの障害児施設受給者証の交付を受けた児童	TEL 52-1653

●歯科診療所

施設名	対象者	診療日時	予約受付	予約・問い合わせ先
西尾市障害者歯科診療所 (熊味町小松島12／ 西尾市保健センター西隣)	一般的の歯科診療所では治療の難しい障害者、 障害児	木曜日(祝日・年末年始は除く) 13:30~16:30(予約制)	月~金曜日 13:30~16:30	TEL 54-4182 よいはに

心配ごと相談窓口

<ひとりで悩まないで相談>

「困っているけどどうしたらいいのか分からない」「育児に疲れてしまった」と感じたらご連絡ください。

話をきき、対応と一緒に考えながら、あなたの育児を支えます。気軽にご相談ください。

●市役所 ●

相談	主な相談内容(相談員)	日時	場所	問い合わせ先
児童相談	児童の生活、しつけ、非行、学校生活の悩み(家庭児童相談員) ※電話相談可 ※面接相談は予約優先	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 9:00～16:00	4階 家庭児童支援課	家庭児童支援課 TEL 56-0324
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の困り事全般(母子父子自立支援員)※電話相談可 母子父子寡婦福祉資金の貸し付け受付	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 8:30～17:00	4階 家庭児童支援課	家庭児童支援課 TEL 65-2179

●こども家庭センター ●

さまざまな悩みを抱える子ども・妊産婦・子育て世帯に寄り添い継続的な相談や必要な支援を行います。

悩みごと
お金と支援と

相談	主な相談内容(相談員)	日時	場所	問い合わせ先
児童虐待相談	子どもの発達についての心配や育児全般の困り事、暴言・暴力によらない子育てに必要な情報の提供など(市職員)※電話相談可	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 8:30～17:00	4階 家庭児童支援課	家庭児童支援課 TEL 56-3113
ヤングケアラー相談	ヤングケアラーに関する相談 ヤングケアラー:家事や家族の世話を日常的に行っている子ども・若者	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 8:30～17:00	4階 家庭児童支援課	家庭児童支援課 TEL 56-3113
妊婦相談 プレママ相談	①母子健康手帳交付(全員) ②妊娠8か月頃 (希望者と必要な人のみ)	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 9:00～16:00 ※①は午前中のみ	西尾市保健センター	西尾市 保健センター TEL 57-0661
こんにちは赤ちゃん訪問	育児相談、赤ちゃんの体重測定、子育て支援情報誌の紹介、健診や予防接種の案内など	個別通知	各家庭	
助産師相談	出産や授乳、断乳、育児の相談など(助産師)※要予約	ホームページ 参照	西尾市保健センター	西尾市 保健センター TEL 57-0661
育児相談	しつけ・食事・歯など育児についての相談(栄養士・歯科衛生士・保健師) ※要予約			
母親の こころの相談	母親自身の不安・悩みの相談 (精神保健福祉士等)※要予約	火曜日(月2回) 9:45～11:15		

●子育て支援センターやつおもて利用者支援事業基本型(ハツ面保育園内) ●

相談	主な相談内容(相談員)	日時	場所	問い合わせ先
育児相談	小学校入学前までのお子さんの育児・生活習慣・心配ごとなど(利用者支援専門員)	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 8:30～17:00	子育て支援センター やつおもて	子育て支援センター やつおもて TEL 57-2602

月1回各児童館で出張相談を行っています。詳しくは「児童館だより」「西尾市ホームページ」をご覧ください。

●総合福祉センター 所在地:西尾市花ノ木町2丁目1番地 ●

相談	主な相談内容(相談員)	日時	場所	問い合わせ先
身体障害者相談	身体障害者と家族の困り事 (市委託相談員)	毎月第1・第4月曜日 (祝日・年末年始は除く) 9:00～12:00	4階 相談室	福祉課障がい福祉 担当 TEL 65-2113

●教育支援センター(あゆみ学級) ●

相談	主な相談内容	日時	場所	問い合わせ先
児童・生徒 心配ごと相談	小・中学生の 不登校などの相談 ※面接相談可	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 9:00～16:00 (一色は15:00まで)	中央ふれあいセンター 一色町公民館	TEL 57-0555(あゆみ学級にしお) TEL 73-4572(あゆみ学級いつしき)

●その他の障害者(児)相談 ●

事業所名	相談内容	日時	問い合わせ先
西尾市社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所		月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 8:30～17:15	花ノ木町2丁目1 (総合福祉センター内) TEL 56-5900
障がい者相談支援センター あると	障害者(児)の生活全般についての 総合相談に応じ、福祉サービスの 利用方法や行政機関、 施設の紹介などのサポートを行う	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 8:30～17:30	菱池町平池71-1 TEL 57-7644
地域活動支援センター めだか工房		月～土曜日 9:00～17:00 ※水曜日は 9:00～12:00 (いずれも祝日・年末年始は除く)	矢曾根町赤地62-1 TEL 54-6775
障がい児相談支援事業所 しろばら	子どもの障害や発達の心配について 総合相談に応じ、利用できる支援や 施設の紹介等のサポートを行う	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 8:30～17:00	室町中屋敷95 TEL 52-1850

悩みごと
お金と支援

●時間外育児相談 ●

あいち小児保健医療総合センターでは、市町村保健センターなどが閉院後、専門相談員が電話で相談をお受けしています。

名称	受付時間等	問い合わせ先
あいち小児保健医療総合センター(育児もしもしキャッチ)	火～木曜日(外来休診日を除く)17:00～21:00	TEL 0562-43-0555

「こんにちは! 民生委員・児童委員です。」

子育ての悩みや児童の生活・学校生活での困り事などは、各地区の民生委員・児童委員、主任児童委員も相談に応じています。各地区の民生委員・児童委員、主任児童委員が知りたい方は福祉課生活保護担当(TEL 65-2116)または、家庭児童支援課(TEL 65-2179)にご連絡ください。



児童虐待の予防

子育て中の不安や孤立感、ストレスなどは誰にでもあるもの。気付けば悪循環に陥り、起こってしまうのが虐待です。
社会全体で子どもたちの成長を見守っていきましょう。

●虐待としつけの違いとは？

しつけとは、子どもの自立に向け、基本的な生活習慣やルール、マナーを身に付けるように働き掛けることです。

虐待とは、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長、発達を損なう行為で、しつけとは全く違うものです。

大人の都合や期待を押し付け、体罰や言葉で責め立てて従わせることはもちろん、発達段階を無視した早期教育などの不適切な行為は「しつけのつもり」でも、子どもの心や体を傷つける行為であれば「虐待」になります。

●どうして虐待が起きるのか

社会的背景の中でさまざまな要因が複合的に重なり合ったときに起こりやすくなります。要因の一部を挙げてみました。

- 核家族化が進み、孤独を感じながら長時間一人で子育てをしていてストレスを感じる
- 気軽に子育てについて相談できる人がいない ● 人間関係のトラブル ● 夫婦の不和
- 経済的な困窮 ● 親や子どもの心や体の病気 ● 過去に親自身も虐待を受けている …など

児童虐待の種類

悩みごと
お金と支援と

身体的虐待

- たたく、ける、やけどを負わすなど、体に傷を与える
- 赤ちゃんを強くゆさぶる、
口をふさぐ、戸外に閉め出す など

性的虐待

- 性器を触ったり、触らせたりするなど、
性的行為の強要や性的暴力を行う
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体にする など

ネグレクト(放置や養育の拒否)

- 食事をさせない
- 入浴をさせない、汚れた衣服を着続けているなど、
不潔のまま放置する
- 保護者以外の同居人(祖父母など)による虐待を放置する
- 車内や家に子どもだけにする
- 医療を受けさせない
- 子どもの意思に反して登校させない など

心理的虐待

- 無視する ●言葉による脅しをする
- 子どもの存在の否定などの言葉を繰り返す
- 明らかに他のきょうだいと差別する
- 子どもの目の前で、夫婦げんかや配偶者への
暴力を行う(ダメスティック・バイオレンス) など

虐待かなと思ったら迷わずご連絡ください

虐待は早期発見・早期対応が大切です。

親や子どもの心配なサインを見逃さないようにいろいろな場面で気を配るようにしましょう。通報者の秘密は守られます。

親の心配なサイン

- 地域や親族との交流がなく、孤立状態にある
- 心や体の病気のため、子育てが負担になっている
- 体罰を肯定している
- 子どもの健康や安全に対する配慮が足りない
- 子どもを説得するつもりでも、脅迫に近い対応をする
- 幼い子どもだけおいて出かける

子どもの心配なサイン

- 今度いつ食べられるか分からないといった様子でガツガツと食事をする
- 体や洋服がいつも汚れていて、虫歯が目立つ
- 手を上げようとしただけで、防御の姿勢を取る
- 健診や予防接種を受けていない
- 体のあちこちに傷がある



虐待を防ぐには

保護者の方へ・

- 家事も育児も、完璧にやろうとしなくても大丈夫
- 辛い、苦しいと感じたときは、身近な人や相談機関に話してみましょう
- イライラしたときは、子どもから少し離れて、クールダウンしましょう
- 自分の自由な時間も作り、上手にリフレッシュしましょう

地域の方へ・

- 夜、子どもがふらふらしていたら声を掛ける
- 子どもの不自然な傷やおかしい表情に気付くなど「虐待かな?」と思った時には、家庭児童支援課(こども家庭センター)に連絡する ※間違っていても構いません
- 親が大変そうに子どもを見ていたら、一声掛けて助ける
- 子育ての悩みには、経験者が体験談をやさしく話してみる

児童虐待に関する相談(家庭児童支援課内 こども家庭センター)

所在地:市役所4階

時 間:8:30~17:00(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

- 児童虐待・養育が心配な家庭について相談を受け付けます。
- 関係機関と連携を取り、調査、情報交換、情報収集をします。
- 支援が必要な家庭には関係機関と協力し、家庭訪問、制度や子育て支援サービスの紹介などを行います。
- 緊急を要する場合は、時間外でも市役所(TEL 56-2111)庁舎警備員が電話を受けた上で、職員に連絡を取ります。または、下記の児童相談所虐待対応ダイヤル189をご利用ください。

TEL 56-3113

愛知県西三河児童・障害者相談センター(児童相談所)

所在地:愛知県西三河総合庁舎9階(岡崎市明大寺本町1-4)

時 間:8:45~17:30(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

上記以外の時間帯で、児童に対する虐待が疑われるような緊急を要する場合も対応します。

TEL 0564-27-2779

子ども・家庭110番(電話のみ)

時間:9:00~17:00(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

内容:子どもの悩み電話相談です。相談員のほか必要に応じて医師からの助言も受けられます。

〈平日〉TEL 052-953-4152

児童相談所虐待対応ダイヤル

いちはやく

TEL 189 お近くの児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。

※通話料無料。

